

おおいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

令和8年度

社会保険制度説明会の開催について

社会保険の各種制度周知及び事業所様における円滑な事務手続きの推進を目的として、以下のとおり、大分労働局、年金事務所、協会けんぽ大分支部合同での制度説明会を開催します。

事前の参加申込みは不要 となっておりますので、どうぞお気軽にご参加ください。

説明 内容

- ①大分労働局：労働保険の確定申告に係る申請について
- ②年金事務所：算定基礎届及び各種制度説明
- ③協会けんぽ：協会けんぽの各種手続きの変更点等について

説明時間(目安) ①13:30～14:00 ②14:00～15:05 ③15:20～16:00



《日程及び会場》開催時間 13:30～16:00 (受付開始13:00～)

日付	会場		対象の事業所所在地
6月2日(火)	日田市	パトリア日田 (小ホール)	日田市、玖珠郡
6月3日(水)	臼杵市	臼杵市中央公民館 (講義室)	臼杵市・津久見市
6月9日(火)	大分市	J:COMホルトホール大分 (大ホール)	大分市
6月10日(水)	佐伯市	佐伯市保健福祉総合センター (大研修室)	佐伯市
6月11日(木)	中津市	中津文化会館 (大ホール)	中津市
6月12日(金)	豊後大野市	エイトピアおおの (小ホール)	豊後大野市・竹田市
6月16日(火)	宇佐市	宇佐文化会館ウサノピア (大ホール)	宇佐市・豊後高田市
6月17日(水)	国東市	くにさき総合文化センター (アストホール)	国東市・杵築市・姫島村
6月19日(金)	大分市	J:COMホルトホール大分 (大ホール)	大分市・由布市
6月24日(水)	別府市	別府市市民会館 (大ホール)	別府市、日出町

ご参加の 皆さまへの お願い

- ・会場の収容人数に制限がありますので、可能な限り対象の日程・会場にてご参加いただきますようお願いいたします。
- ・各会場ともに駐車場の台数に限りがあるため、**公共交通機関のご利用にご協力ください。**
(特に、別府・宇佐・国東・佐伯会場の駐車場は収容台数が少ないためご注意ください。)
- ・J:COMホルトホール大分の駐車場(有料)は混雑が予想されます。満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

“大分支部公式LINEアカウント”を開設しました!

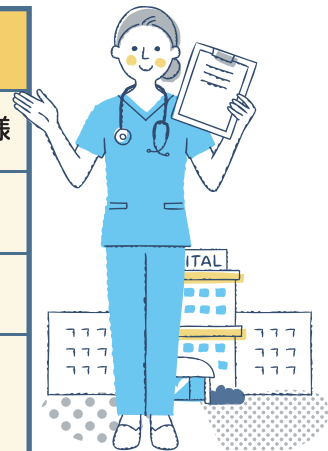
加入者の皆さまへの情報発信をより一層強化するため、身近なコミュニケーションツールである**LINEの公式アカウント**を開設しました。タイムリーな情報をお届けしてまいりますので、**右の二次元コードを読み取って友だち登録**をお願いします。



令和8年度の健診のご案内をお送りしています

協会けんぽでは、年度内にお一人様につき一回、健診費用の一部補助を行っています。健診は健康づくりの第一歩。ご案内をお送りしておりますので、ご確認をお願いします。

	生活習慣病予防健診	特定健診
対象者	20歳、25歳、30歳 35～74歳の被保険者(ご本人)様	40～74歳の被扶養者(ご家族)様
送付時期	令和8年3月下旬	令和8年4月上旬
送付先	事業所様	被保険者様のご自宅
送付物	パンフレットと対象者一覧表を 緑色の封筒で送付しています	パンフレットと受診券を 黄色の封筒で送付しています



生活習慣病予防健診・特定健診は、協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診いただけます。また今年度からは人間ドック健診も行います。健診機関の一覧はホームページでご覧ください。

Q 協会けんぽ 健診機関



仕事中・通勤途中のケガに健康保険は使えません

仕事中・通勤途中のケガは労災保険の対象となり、健康保険は使用できません。

こんなケースは労災です!

業務災害

- ・ 仕事中の作業でケガをした
- ・ 出張先でケガをした

通勤災害

- ・ 通勤途中に階段で足を踏み外した
- ・ 帰宅途中にスーパーに立ち寄り、通勤経路に戻った後で転倒した



労災に該当するかの判断は、労働基準監督署が行います。

check

事業所様や従業員様が労災保険と健康保険のどちらを使用するかを選択することはできません。

労災に該当するかの判断に迷った場合は、事業所様を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労災に該当する場合に健康保険を使用すると…

一時的に治療費を全額自己負担しなければならない可能性があります

労災に該当するにもかかわらず健康保険を使用した場合は、健康保険から労災保険への切り替えができるか受診した医療機関にご確認ください。切り替えできない場合には、協会けんぽが負担した治療費を全額返納した後に、労災保険へ治療費を請求してください。

資格喪失後の資格確認書の早期回収にご協力をお願いします!

資格確認書をお持ちの従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに資格確認書を回収いただきますようお願いします。

また、マイナ保険証を利用されていない従業員様には、マイナ保険証の利用をお勧めください。

マイナ保険証利用のメリットについて詳しくはこちら⇒

